

平成28年度 尼崎市社会保障審議会 第1回地域福祉専門分科会会議録

1 日時

平成28年8月24日(水)午後6時～午後7時30分

2 場所

尼崎市立小田公民館 多目的ホール

3 出席者

(委員)

荻田委員、寺岡委員、寺坂委員、西委員、前田委員、松澤千鶴委員、松原委員、山口委員(五十音順)

(事務局)

健康福祉局長、福祉部長、福祉課長、福祉課課長補佐、福祉課係長、法人指導課長、高齢介護課長、高齢介護課係長、包括支援担当課長、生活困窮者自立支援担当課長

4 議事録概要

(事務局)

お待たせいたしました。福祉課長でございます。

定刻になりましたので、ただ今から、平成28年度尼崎市社会保障審議会第1回地域福祉専門分科会を開会させていただきます。

委員の皆様方には、公私ともお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

私、福祉課長が進行役を務めさせていただきます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局よりご報告申し上げます。

(事務局)

本日、2名の委員は、遅れての参加と聞いております。また、5名の委員はご欠席となります。

現在の出席委員は7名であり、尼崎市社会保障審議会規則第4条に定める定足数を満たしております。

なお、本日の会議の傍聴人はありません。以上です。

(事務局)

それでは、開会にあたりまして、健康福祉局長より一言ご挨拶を申し上げます。

(健康福祉局長からご挨拶)

(事務局)

続きまして、開会にあたりまして、当地域福祉専門分科会の会長からご挨拶をお願いいたします。

(地域福祉専門分科会会長からご挨拶)

(事務局)

それでは、次第3「委員紹介」に移ります。

委員の紹介は、お手元にお配りしている「平成28年度 地域福祉専門分科会委員名簿」をご清覧いた

たく形で、前回の地域福祉専門分科会から変更のありました新たな委員3名をご紹介させていただきたいと思います。

それでは、新たに委員となられた方から、一言ご挨拶をお願いいたします。

(各委員紹介)

(事務局)

続きまして、本日出席の市職員ですが、健康福祉局長をはじめ、当審議会に関係の深い所管課職員が出席しております。時間の関係で簡単な紹介となりますこと、ご了承ください。

各委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局一同起立)

引き続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

(事務局)

資料は、事前に送付しております。資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。また、机の上に座席表を配付しておりますので、ご確認ください。以上です。

(事務局)

それでは、議事の進行に移ります。

これより、議事の進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、議題に移りたいと思います。

先ほども申しましたが、第1回目の開催趣旨ですが、計画策定部会で4月から8月までの5回に亘って、内容を積み上げてきてくださいましたので、現時点の内容をご報告いただくものです。そして、その内容を今後更に詰めていただき、より完成系に近づける意味で、本日は様々なご質問やご意見をいただきたいと思います。

それでは、まず次第4の第3期「あまがさきし地域福祉計画」の策定状況について、これまでの計画策定部会や市内部での検討経過の報告を、事務局から説明をお願いします。

(事務局から、資料1に基づいて説明)

(会長)

ありがとうございました。委員の皆様ご質問はありませんか。

(質問なし)

それでは、次の議題に移ります。次第5の第3期「あまがさきし地域福祉計画」の策定状況と、次第6の策定の考え方等について、内容に関することですので、事務局より、続けて説明をお願いいたします。

(事務局から、資料2及び資料3に基づいて説明)

(会長)

ありがとうございました。

このような資料になりますと、どれがより重要で、どれがより大きな概念か、なかなか見極めが難しくなります。この中には、計画策定部会にも参画いただいている委員もいらっしゃいますが、初見の委員も

いらっしゃいますので、ポイントとなる部分を整理したいと思います。

まず、資料3の57ページの各基本目標に対する施策の展開方向になります。基本理念として「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」があり、その中で大きな目標を三つ掲げています。一つ目が「『支え合い』を育む人づくり」、二つ目が「多様な主体の参画と協働をすすめる基盤づくり」、三つ目が「誰もが安心できる暮らしを支える環境づくり」です。そして、更にその中で含まれるのがここでは「各施策・事業を展開するための基本的な考え方」とあります。事務局からの説明を伺いましたが、各施策・事業を展開する時の共通する視点だと思います。それが三つあります。一つ目が「地域住民が主体的にまちづくりに関わるための支援」、二つ目が「多様な主体による参画と協働の支援」、三つ目が「行政と地域における情報共有」です。

こういう見方でいくと、他都市で考えているものと大差はないと思います。ですが、尼崎市固有の意味合いでいいますと、資料3の67ページに記載されています。私見になりますが、尼崎市には「尼崎市民の福祉に関する条例」が制定されています。その二段落目から三段落目に「市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が自らの生活における責任と市民としても自覚を堅持することによって達成していくものである。更に、市民の福祉は、自らの創意工夫と努力とによって高め、築きあげていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる社会、すなわち福祉社会を形成することによってこそ実現できるものである。(中略)ここに、すべての市民と力を合わせて福祉社会の実現を決意し、その基本となるこの条例を制定する。」とあります。当該条例をより具現化していくための手段として、地域福祉計画があるという見方ができると思います。これは、他都市とは全く違います。他都市では、介護保険、子どもの支援、障がい者福祉など、様々な計画を束ねて総合化し、そこにまちづくりも入れ込むというのが共通した形になります。先ほどこの地域福祉計画の理念を紹介しましたが、実は当該条例の中に一番大きな理念があり、既に何十年も前から宣言しています。また、当該条例では、市民福祉の基本目標として、「社会的公正が確保される」としています。ここ数十年前からヨーロッパでも社会的排除を無くすということを言っていますが、既にこの条例を制定した段階で、「社会的公正」あるいは社会正義を含めるようなことを言っています。続けて、「個人の自主性が生かされ、生涯にわたり、快適な生活が実現されるものでなければならない。」としています。これは、単に福祉の問題を解決するというだけではなく、より快適な生活という所まで踏み込んでいます。そして、ライフステージや障害についても、その後に触れています。当該条例を、地域福祉計画では、参考として掲載していますが、実はこれが冒頭にきてもいいくらいの内容になっています。これを具体化するための、一つの大きな手段が地域福祉計画であるという理解があってもよいと思っています。加えて、尼崎市では(仮称)尼崎市自治のまちづくり条例(以下、「自治基本条例」という)ということで、もう少し内容を書き足したり、仕組みを書き足したり、してもいいと思いますが、基本理念として書くのか、それとももう少し書き込んで、自治会の加入率などもかなり減っているこの新たな時代の流れの中でどういう自治のあり方、まちづくりを目指すかというところを、自治基本条例の方であればもちろんありがたいのですが、そういう部分ももし可能であれば地域福祉計画の中で考えていただければと思っています。

いずれにせよ、計画を支える仕組みとして、資料3の61ページにあるとおり、既存の会議体を重視しながらも、効率的かつ、小さい単位から大きい単位までを対応するという非効率性は、やはり避けたいという想いがあり、既存のものを活用しながら効率的かつ効果的に対応していきたいという説明だったかと

思います。

私なりの説明になりましたが、メリハリをつけた形でご理解いただければと思います。

それでは、今年度の地域福祉専門分科会は、本日が初回になりますので、当資料で初めてご覧になられた方もいらっしゃると思いますが、各委員にご意見を伺いたいと思いますが、その前に、これまで計画策定部会において部会長としてリーダーシップをとってくださった委員から一言いただきたいと思います。

(委員)

計画策定部会で部会長をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

内容が重複するかも知れませんが、少し補足させていただきます。

毎月、各専門領域の委員に集まっていただき、計画の素案を育てているという状況です。例えば、この言葉は使った方がよい、逆に、この言葉は使わない方がよい、というような形で議論を進めながら、理念と、会長からもお話があったように実際に具現化できるかどうかを見極めながら、議論を重ねているところです。

今回は、第3期の計画になりますが、第1期と第2期をかなり踏襲した形になりました。そこから、新たなものを生み出していき、または、第2期までの計画でうまく進展しているものをしっかりと組織化したり、強化したりという形で力を入れています。簡単にポイントを説明させていただきます。

資料3の46ページに、第2期の計画で重点的に取り組んだ内容を記載しています。ここから、新たに生まれたものがあります。基本理念は、第1期と第2期から今回も踏襲していますが、ある意味で大変ポイントになるところです。「誰もがその人らしく」ということは、対象を一つに絞り込まず、なおかつ、その人が自己実現や自己決定をして、安心して暮らせる地域社会を実現するということです。ただし、今、悩んでいる部分として、会長にもよくご指摘いただくのですが、どういうところで尼崎市らしさを表現するかということです。自治基本条例を含めて、尼崎市は福祉都市としての潜在能力を持っていると思えます。その福祉の潜在能力があって、なおかつ、尼崎市らしいものをどのように入れ込むかが一つのポイントだと思っています。

第2期から第3期への流れをお話させていただきます。

基本目標3に「安心して暮らせる環境づくり」とあります。防災・防犯、特に第2期の計画進行中には大きな震災があったり、いくつもの悪質な犯罪が目立ち、たくさん話題になりました。安心して暮らせるという部分では、見守り活動なども含んでいます。

次に、重点的な取組の二点目に挙げている、地域福祉活動専門員の配置です。これは、大成功していると思えます。地域福祉活動専門員は、各地でも大活躍されていて、担い手づくりの一つの成功例として挙げられると思えますので、これが今後どのように繋がっていくのか、どのように伸びていくのかを計画策定部会でも議論しています。

そして、重点的な取組の三点目に挙げている、地域福祉会議の設置です。市民等の意識調査では、30から40もの会議が挙がってきましたが、それらが実際に市が考えるものと合致するかは、わかりませんが、しっかりと体系的にしていくことが今後の期待の一つです。

また、重点的な取組の四点目に挙げている、地域福祉活動グループです。様々な地域で、様々な活動が行われていて、例えば、園田地区で開催している子ども食堂などがあります。それをどうい

形で地域福祉の中に入れていくか、または、他の地域に波及させていくか、どうバックアップしていくかという形の議論になります。

また、重点的な取組の六点目に挙げている、地域と市、専門機関のネットワークづくりです。これは、各地の地域福祉計画にも載っていますが、残念ながら二つの大きな問題点があります。一つ目は、ネットワークからまれる層が必ずいることです。どの都市や地域においても同じですが、様々なネットワークを張っていても、救済できない層があります。それを無視して放置するのか、しっかりと救済していくのかということなのです。尼崎市では、それを救済していく気概がありますので、ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)という理念が今後入ってくると思います。二つ目は、ネットワークに入ってきてほしいターゲットがいても、どうしても入ってもらえないということです。私は、尼崎市の潜在能力がある社会資源は、企業だと思っています。例えば、その企業がネットワークにどんどん参加してくれば、また今までとは違う力のネットワークが生まれると思います。今はまだ、積極的に参加する企業が少ないと思いますので、そういう多様な主体が入ってくることを計画策定部会で議論していくことになります。

そして、第3期の計画ですが、資料3の52ページ以降になります。

まず、52ページの深刻化する地域の中の生活・福祉課題で、二つだけ取り上げます。一つ目は、制度の狭間にある課題です。今までの、児童福祉・高齢者福祉・障害福祉など縦割分担の社会福祉では割り切れない問題が、非常にたくさん出てきています。そして、割り切れないことが、どうしてもネットワークから漏れてしまう要因にもなります。ですから、無理に振り分けるのではなく、制度の狭間は元々あるという前提で地域福祉を進めていくことが原点だと思うので、その問題について考えていきます。二つ目は、困窮者の増加です。第2期の計画遂行中に生活困窮者自立支援法が施行され新たな制度の運用を開始しました。地域福祉では、新しい法律が制定された場合、それに準拠していくことが成長の糧になります。そういう意味で、この生活困窮者の増加では、「貧困」というキーワードを一つ真ん中に据えて考えるということ、会長から計画策定部会の中で問題提起していただきました。「貧困」という言葉は、障がい者、高齢者、子ども、ある面で全てを内包できるのではないかということです。これについて、もう少し詰めていきたいと考えています。

そして、54ページの基本理念と基本目標です。基本目標1の「支え合い」を育む人づくりでは、支える側、支えられる側という二つの立場に完全に分けてしまうのではなく、お互いがお互いを支え合うどちらかという「共助」を意識しています。それぞれが、ある場面では支える側になり、また違う場面では支えられる側になる、という考え方です。基本目標2の多様な主体とは、企業だけではなく、NPOや学校など、どこまで参画してもらえるかが、この第3期計画の一つのテーマでもあります。基本目標3では、「誰もが安心できる」という形で、これは防犯・防災だけではなく、住んでいて安心できるということです。現代の日本の社会福祉の考え方は、施設へ入所するというより、地域で暮らしても施設へ入所して暮らしている人と同じくらいの安心感があるということが、まちづくりの一つの理念になっています。これには、各組織の連携やネットワークが必要です。

最後に、56ページでは、各施策・事業展開における考え方を挙げています。考え方では、「主体的に」ということが一つのポイントになります。今年の7月に、尼崎市から意識調査の結果を提示いただきましたが、三点ほど興味深い結果が出てきました。一点目は、没交渉、つまり、匿名性の中

で生きていきたい人の存在が一定数あるということです。これは、災害時要援護者名簿の作成においても影を表しています。福祉とは関係ない、輪の中に入りたくないという人がいます。二点目は、民生児童委員が「どこに相談してよいかわからない」と感じていることです。そのポイントになる所がまだ出来ていないということです。三点目は、ボランティアはしたいが、時間的なことも含め出来ない。ボランティアをしたい人が多いということで、一見、福祉意識が高いと思いますが、実際には参加していないことについては当事者意識が薄いということだと思います。逆に言うと、今、動いていない層がたくさんいるということは、その辺りの意識を変えていくことが出来れば、ものすごく大きい力になると思います。こういう状況の中で、「主体的に」ということは、地域住民が地域住民のために主体的になるということです。市民が当事者意識を強く持ってもらい、がんばって参画してもらうことが一つのポイントになると思います。それが、第1期、第2期と時間を掛けてきて、やっと第3期でやっと少しずつ花ひらく感じにしたいと考えています。考え方 では、「多様な主体による」ということで、企業や学校には多くの潜在能力があると思います。そこをどのようにして参画してもらうか工夫が必要になるため、今後はその辺りも議論していく必要があります。考え方 では、情報の取り扱いです。情報が錯綜したり、個人情報を表に出さなかったり、情報の齟齬は非常に大きく影響しますので、どこまで踏み込めるかが一つのポイントです。実は、この情報の共有が出来れば、地域福祉の段階が大きくレベルアップして応用期に入ることができると思います。実は、これが一番難しいことですが、どんなネットワークを作っていくかを、今、議論しているところです。

計画策定部会で副会長を務めてくださっている委員からも補足をお願いしたいと思います。

(委員)

計画策定部会で副会長をさせていただいております。すでに、会長、計画策定部会副会長からお話をいただいておりますので、重複するところは私から申し上げるところはないのですが、一言だけお話をさせていただきます。

第2期の計画で、尼崎市の特徴といえるところは、事務局からご説明がありました地域福祉活動専門員の配置になると思います。これは、兵庫県下の地域を見ても、尼崎市のように市の施策で、きめ細かく6つのエリアに地域づくりを支援する専属職員を配置しているところはまだまだ少ないです。その成果をどう見ていくかということが一つあると思います。地域福祉活動専門員の配置、もともと地域で活躍されていた民生児童委員や社会福祉連絡協議会(以下、「連協」という)・単位福祉協会(以下、「単協」という)の取組も相まって、非常に多様な活動が今生まれてきつつあるのが現状だと思います。そこで、第3期となる次のステージに何を乗せていくのかということところです。本日は、計画策定部会に参画されている委員もいらっしゃいますが、これまでの計画策定部会でも話題になってきたのは、「多様性」というキーワードが非常に多く出てきたと思います。従来から地域福祉活動を担ってこられた人たち以外に、例えば、子育て支援をされている人たち、不登校の子どもを抱えている人や認知症の人を家族に持つ当事者など、今まで支援を受けるとされていた人たち同士がネットワークで繋がり、そこで情報がうまく行き渡って支え合いや助け合いが生まれるセルフヘルプグループ(自助団体)など、そういった当事者の方々が持っている力を地域づくりの大事なパワーの担い手として捉えていくということも多様性になるかと思えます。また、社会福祉施設やその事業者、あるいは一般企業やそこで昼間に働いている社員の力をどのように地域づくりに活かしていくということところで、現代では、ライフスタイルも多様なので、今までの少し狭

いの意味での地域福祉ではなく、より多様な方々が活躍できるような環境づくりについて、この第3期の計画の中でなんとかできないかということがわりと話題に出てきたように思います。その時に、一つひとつの主体ががんばって、その一つひとつを地域福祉活動専門員が支援していくことには限界があります。やはりネットワークの力で様々な情報を共有し課題を解決したり、地域づくりを動かしたりということが大事だということで、資料3の61ページにあるようなネットワークの議論をしているところです。

また、計画策定部会部会長からお話いただきましたが、地域づくり、まちづくり、多様な主体で、しかも活躍できるまちづくりと言うときに、両輪で進めようとしているのが、課題を抱えた人がもれない体制づくりをどういうふうに進めていくかということも、61ページのネットワークの中で仕組みづくりとして、行政としても責任を持ちながら体制がつくれるといった総合相談支援体制についても、計画の地域づくりと両輪で進める力を入れようとしている点だと思います。

(会長)

ありがとうございます。早速、議論の中身もお二人からお話いただいたように思います。そういう尼崎市特有の課題、色合いのある地域福祉計画が今、つくられつつあるということだと思います。

それでは、計画策定部会に参加されている委員からも後でご意見を聞きたいと思いますが、まずは、地域福祉専門分科会の委員から、ご質問・ご意見を賜りたいと思います。

(委員)

資料3の57ページ「第3期地域福祉計画施策体系及び重点取組項目の構成イメージ」について、お聞きします。

基本目標について、「人づくり」「基盤づくり」「環境づくり」と区分されていますが、「基盤づくり」と「環境づくり」の違いがわかりづらく、同じような感じになっているため、どういう視点で区分されているかご説明をお願いします。

また、各施策・事業を展開するための基本的な考え方も区分されています。三つ目の「情報共有」はわかりますが、一つ目の「まちづくりに関わるための支援」と二つ目の「参画と協働の支援」の違いがわかりづらいので、どういう視点で区分されているかご説明をお願いします。

最後に、基本目標2の施策展開方向4に「ソーシャルビジネスの推進」とあります。どういう体制で、どのような支援をされるのでしょうか。福祉だけに特化してソーシャルビジネスを市がするのか、どこが軸になって進めるのか、具現化していく際にどうなるのかが現時点でわかれば教えてください。

(会長)

事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

まず一点目の基本目標について、ご説明いたします。「その人らしく安心して暮らせる」ために、人づくりを進め、仕組みづくりを進め、それらがうまく機能する環境をつくるという大きなイメージを持っています。基本目標2の「基盤づくり」では、参画・協働をすすめるための具体的な仕組み(システムやツールなど具体的な手段)を想定しており、基本目標3の「環境づくり」では、相談できる、相談しやすいような大きな意味での環境を想定しています。

次に二点目の各施策・事業を展開するための基本的な考え方について、ご説明いたします。基本目

標を実現させるために、行政がどういう立場・姿勢で取り組むかという視点で記載しています。 の「まちづくりに関わるための支援」では、地域住民すなわち市民が主体的にまちづくりに関わってもらえるように支援していくことをイメージしています。また、 の「参画と協働の支援」では、多様な主体ということで地域の中にいる様々な活動団体や新たな団体に関わってもらえるように支援していくことをイメージしています。一人ひとりの意識をどう高めていくのかということ、活動そのものが様々な繋がって活性化していくことで、区分しました。

最後に、基本目標2の施策展開方向4「ソーシャルビジネスの推進」について、ご説明いたします。尼崎市では、ソーシャルビジネスの振興を図るためのガイドラインを「ソーシャルビジネス振興に向けた基本的な考え方」としてまとめています。これに基づいて、経済環境局を始めとする関係各課で進めていますが、当然、それは福祉だけではなく社会的課題も含んでいます。具体的には、ソーシャルビジネスを始めるための資金的支援など、いくつかの施策がありますので、そういう内容を盛り込みたいと考えています。

(委員)

基本目標の「基盤づくり」については、視点というか立ち位置が違う形の書きぶりになっているという理解をしようとしているのですが、施策展開方向の中身をみるとやはり「基盤づくり」「環境づくり」のどちらに区分されてもいいような感覚があります。三つに区分しているところは、少し大きく「人づくり」「まちづくり」に分けて整理するなど、「基盤づくり」と「環境づくり」の支援方法の違いがわかるように整理した方がわかりやすいように、個人的には感じました。

各施策・事業を展開するための基本的な考え方も同じことが言えると思います。「参画と協働」ということは、様々な人が関わるということで、地域住民全体を捉えるということ。「参画と協働」という概念には、実施主体という視点で見た時に、市民と事業者も含めた様々な立場の人たちが入っています。どういう形で行政が施策を展開していくか、実際に事業を打ち出すのか、どういうことを実施していくかという考え方でいくと、区分することが適当なのかわかりません。もう少し、計画策定部会の中で議論した方がよいと思います。情報共有に関しては、行政しか持っていない情報と、地域しか持っていない情報がありますので、お互いにキャッチボールし情報交換しながら取り組まないと進んでいかないので、区分としてあった方がよいと思います。

最後に、ソーシャルビジネスについてです。具体的な施策は主に関係各課で進めるということでしたが、地域福祉計画で記載するからには、関係各課へ丸投げするのではなく、健康福祉局としてどういうふうにそれらを支援していくかを想定しながら記載してほしいと思います。それがないと、この第3期計画を検証する際にあまり進んでいないということになりかねませんので、記載するからにはしっかりとその責任を捉えた方がよいと思います。主体的にできることがあればそれを記載したり、関係各課に協力する形で情報共有しながら進めるなど、その立場をはっきりした方がよいと感じました。以上です。

(会長)

地域福祉の面白いところは、幸か不幸か、固有の財源がありません。何でも書けてしまいます。例えば、先ほど説明にもありました、生活困窮者自立支援や介護予防・日常生活支援総合事業など、活用できるものは全て活用して、地域福祉だと言えばいいと思います。逆に、他の財源を活用しなければ、先

ほど申し上げたように「尼崎市民の福祉に関する条例」の精神が表れてきませんので、入れ込むことは多いにいいことだと思います。しかし、それをどこまで実現可能にするかの調整は市内部での連携が不可欠だと思いますし、各計画で相互に達成できることをどのあたりまで担保するか、かなり重なり合うことも多いと思います。難しい問題ですが、計画策定部会部会長を始め計画策定部会で議論いただきたいと思います。

(委員)

わかりました。いい問題提起をありがとうございます。

(委員)

会長からもお話がありました「尼崎市民の福祉に関する条例」ですが、私は実際にこの条例を見るのは初めてかも知れません。勉強不足で申し訳ないです。今、ご紹介いただいて非常に大切なことが書かれていると感じました。資料3の67ページに掲載している内容には、二段落目に「市民がその責務を積極的に果たす」とあります。これは当たり前のことですが、その次に「市民が自らの生活における責任と市民としての自覚を堅持することによって達成していくもの」とあります。これは、我々も支える側、支えられる側の両方に成り得るということです。まずは、支えられる側の前に、支える側のことを理解していかなければならないと思います。そういう意味で、この第3期計画では、どちらかという支える側のことばかりが書かれていて、支えられる側のことが少ないように思います。支えられる側になった時に初めて「助かった」と感じますが、支える側の意識を市民に理解してもらわないと、人材不足や地域の中で起こっている出来事を理解するのは難しいと思います。一市民として何かできることはないか、もう少し自覚を持って取り組んでもらえるように、行政計画で強く押し進めてもらった方が、今の時代に合っていると思います。どちらかというすぐに「権利」という言葉を出してしまうので、今更ですが、もう少し基本的な考え方の辺りに盛り込んでもらえると助かるなど、読んでみて思いました。動く計画にするならば、そういう視点を強くした方がよいと感じました。

(会長)

その辺りも非常に難しいところで、地域福祉計画は行政の計画なので、市民や事業者、企業にすべきことをたくさんいいますし、あるいは実施してくれるところにはサポートをするというようなことはおかしいのではないかと、という議論もいくつかの自治体ではあります。しかし、市民福祉あるいは市民自治を根底に据えるならば、市民や事業者、連協や自治会などが何をするのか、どういう形でネットワークをつくるのかということまで踏み込んで書いた方がよいという自治体もあります。

(委員)

資料3の58ページ、基本目標1の施策の展開方向について、お聞きします。

展開方向4「地域福祉活動の“つなぎ役”の育成」の考え方で、二段落目に「地域における地域福祉活動をコーディネートする人材とともに、市職員自身も地域で活動する多様な主体をつなぐことを意識して取り組むことが必要」とあります。しかし、市職員においては、保健師や生活支援課などはまさにつなぎ役としてすでに活動していますし、地域包括支援センターを指導するような立場の組織もあり、今までも意識してかなり取り組んできたはずで、この表現では、これから取り組むようにも見えてしまうので、誤解されないように少し変えた方がよいと思いました。

(会長)

事務局いかがですか。この「市職員自身」とは、市民としての市職員なのか、それとも市としての職員なのか、どちらかという視点もあると思います。

(事務局)

市の職員として、通常業務で組織の役割として取り組むことは当然ですが、それ以外の職員全員も様々な窓口で気付いた時に様々な形で繋いでいくという意識を持って対応すれば、地域福祉活動もより様々な繋がりが広がっていくと考えています。ご指摘のとおり、すでに支援の現場では、当たり前のようにしているところですが、それ以外のところでも更に進めていきたいというところを表現できるようにわかりやすくしたいと思います。

(会長)

つまり、自分の業務が大きな市民福祉、地域福祉、あるいは「尼崎市民の福祉に関する条例」の実現に深く関わっているという意識を持って業務を遂行してほしい、そういう人材になってほしいという意味ですね。ですから、従来のコーディネートに加えて、大きな意味の地域福祉で「尼崎市民の福祉に関する条例」の具現化の一端を担っているということを、各職員や各局・各部にも持ってほしいということですね。

(事務局)

少し補足させていただきます。

資料3の67ページには、自治基本条例(案)の基本理念としてその一部分を掲載しています。自治基本条例そのものはまだ完成していませんのはいきりとは言えませんが、この中でも、今、委員がおっしゃったように、当然、保健師などそれぞれが専門の仕事をしていましたが、それはどちらかという縦割り分担の中での業務です。それを自分の業務の領域だけではなくて、他の分担においてそういう業務があることを知っていき、個々がより一層の意識をするという「マルチな職員」というイメージがよいかも知れません。自治基本条例の中でそういう方向へ持っていくことを考えています。先駆的にそういうことをイメージして書いていますので、決して今まで取り組んでいないという意味ではありません。

(会長)

わかりました。また、表現方法を考えてください。

それでは、本日は、計画策定部会にも参画されている委員もたくさんいらっしゃるの、これからの計画策定に向けての想いやこれまでのことで思いつくことをお聞きしたいと思います。順番にお願いします。

(委員)

計画策定部会の中でも意見させていただいておりますので、ここでは特にありません。

(会長)

引き続き、計画策定部会での議論をよろしくお願いします。

(委員)

先日の計画策定部会でも話題に挙がったのですが、力を入れて活動する人ばかりを育てるのは現実問題として非常に困難なので、少しだけならちょっと気軽に活動できればいいという環境もつくらなければいけないと思っています。例えば、個人的な話になりますが、毎月バザーを開催していて、特に地域住民から毎月・毎日のように職員が処理しきれないくらいたくさん持ってきてくださり、助かっています。

そういった簡単なことができる場をもっとつくりたいかと思っています。ミニコミュニティなどもありますが、もっと気軽に簡単にできるような、例えば、買い物やコンビニに行ったついでに何かできるとか、そういう場があればいいと思います。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

先ほど、市の職員について、「マルチな職員」という話がありました。私の捉え方としては、そういうことではなく、市役所の中で働いている時ではなく、言い方は悪いかも知れませんが、自宅に帰った時には何もしない。市役所で働くということはすごいことですが、帰宅後や週末など業務以外でも地域福祉のために働いていただくような職員になっていただけないかなと、そういう意図だと私は思いました。

(事務局)

その部分を否定している訳ではありませんので、ご理解ください。

(委員)

もう一つ、「支え合う」という言葉についてです。非常にいい言葉ですが、現実には、我々、尼崎市社会福祉協議会で仕事をしていると「支え手」という場面ばかりで、相手から支えてもらうということがほとんどありません。支えたり、支えられたりもいいのですが、現実には、支え合っていないであろう。高齢者等の見守り活動も行っていますが、逆の立場の支えられる側は、まずありません。老人給食についても、我々はお弁当を配りますが、もちろん「ありがとう」と言ってもらえることが支えといえれば支えになりますが、やはりどちらかといえば、「支え合う」という表現は非常にいいのですが、現実問題としてはそういう状況ではないというのが少し疑問に思うところです。先ほど、今日は支えられる側だけど明日は支える側になる、というような意見もありましたが、実際に活動されている人が聞くと、現実にはそうならないだろうなと感じると思います。

(会長)

例えば、自宅からなかなか外に出掛けられない状況の人が、電話で聞き手、ちょっとした話し相手になるということが、先ほど委員がお話になられたようなことだと思います。普段はサービスを利用している人でも、電話であれば参加できるという形で話し相手や安否確認など聞き手として参画することはできるわけです。やり方としてそういうことが考えられないかということが一つです。それから、「支え合い」というのは、多くの場合これを贈与関係や包含関係といいます。贈与が多い関係の中で、どのように交換(ギブ・アンド・テイク)していくかということだと思います。ただ、これらは、同じ場所で同じ時間軸で起こることだけを捉えて考えない方がよいということです。今、各地で話題になっている「子ども食堂」などもこれと同じです。おじさん、おばさんたちが、がんばって子どもたちに関わってくれています。その子どもたちが、大人になった時に見守りの活動メンバーになってくれるという形で、交換が成り立つかも知れませんが、あるいは回りまわって、AさんがBさんを支えて、BさんがCさんを支えて、CさんがAさんを支えるという形になるかも知れませんが、必ずしも、現実的な対面関係でその場で成り立つことだけを想定しない方がよいと思います。この現実社会では、多くあると思います。修辞法のように見えて詭弁かも知れませんが、広い意味での支え合いということもあると思います。

それでは、これからの計画策定部会での方向性や希望などを、計画策定部会副会長、計画策定部

会部会長からそれぞれお願いします。

(委員)

本日いただいたご意見も踏まえて、今まではどちらかという、こうあればいいなというイメージ的なものであったり、方向性であったりを、計画策定部会の皆さんで議論してきましたが、やはり実効性を伴った内容、後ほど、数だけではありませんが、計画策定部会部会長からも評価をどうしていくのかという視点が議論の中でも話題に挙がっています。行ったり来たりしつつありますが、具体的な展開というところに焦点を絞りながら知恵を絞っていきたいと思います。次回は、そういう内容でご報告できるように皆さんで力を合わせていきたいと思います。

(会長)

力を合わせて、支え合いの精神でよろしくお願いします。

(委員)

本日は、様々な具体的なご意見や案をいただき、ありがとうございました。計画というものは、やはり誰が読んでもパッと結論が出るようにわかりやすい表現にしないとイケない、ということがわかりました。どうにでも受け取られてしまうということが、ある意味では玉虫色のいいかも知れませんが、具体的に指しているものがわかるようにしなければなりません。委員のご指摘なども全て記録させていただきましたが、計画策定部会の中で考えていかなければならない問題だと思えます。

第1期から第2期の計画の流れの中で、たくさんの培ってきたものもありますし、先ほど委員からお話いただいたように、逆に、ここはあまりうまく出来ていないというところもあります。しっかりとマイナス評価もして第3期の中に課題を設定しないと、同じことの繰り返しになってしまうので、そこもしっかり対応していきたいと思います。

最後になりますが、第3期はこれだという特色あるものを、わかりやすい形でしっかりと言葉選びもしていきたいと思います。第1期から第2期の流れを後に繋いでいるだけの計画では悲しいので、第3期の特色がわかるように、特にその中でも「尼崎市らしさ」を出して、尼崎市だからこそできるというふうに誇れるものにしていきたいと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

何が「尼崎市らしさ」というのは、皆さんの想いが多様にあるので、それがまた尼崎市らしさなのかも知れません。村落的な部分があったり、ある種のカオスがあったり、様々な顔を持っているのが尼崎市であると思いますので、一つの顔を持つのが尼崎市ではない。先般のリオオリンピックであったような、ブラジルのような多様性と元気、これが尼崎市かも知れませんね。そういう部分が、この「あまがさきし地域福祉計画」に反映されれば、なお一層よいかと思います。

定刻が参りましたので、次第7のその他について、事務局から連絡事項等がありますか。

(事務局)

皆様、長時間ありがとうございました。

今後の予定としまして、10月の末に第2回目の当地域福祉専門分科会の開催をさせていただきたいと思っています。後日、日程調整の連絡をさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、これもちまして第1回地域福祉専門分科会を閉会させていただきます。
ありがとうございました。

(閉会)

以 上